1311	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1312	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1313	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1314	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1315	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1316	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1317	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1318	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1319	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	
1320	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	KN村田産業株式会社 代表取締役 小林　**琢**	大阪府岸和田市松風町11－2	平成28年2月16日	

○国土交通省告示第四百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　境川

昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した境川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を長野県松本市奈川第一国有林三九五林班の境界線に沿って結んだ線から標柱三号と四号を昭和五十年建設省告示第六百八十一号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線までの区間の土地の区域

長野県松本市奈川

一〇四九番一五　一号
一〇四六番八　二号
一三一九番　三号
七三四番一　四号

○防衛省告示第四十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年二月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年三月五日（予備、同月六日及び同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三一度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二一分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年二月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年三月五日（予備、同月六日及び同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(オ)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。